



市章

大津市公報

平成30年12月21日
号外(第71号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

規則

- 90 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 91 大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..... 1

規則

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第90号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成28年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第6条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市規則第91号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則(昭和55年規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	円 144,100	円 263,000
	2	145,200	264,900
	3	146,400	266,700
	4	147,500	268,800
	5	148,600	270,500
	6	149,700	272,400
	7	150,800	274,300
	8	151,900	276,400

9	153,000	278,400
10	154,400	280,400
11	155,700	282,500
12	157,000	284,500
13	158,300	286,500
14	159,800	288,600
15	161,300	290,600
16	162,900	292,600
17	164,200	294,400
18	165,700	296,400
19	167,200	298,500
20	168,700	300,500
21	170,100	302,400
22	172,800	304,500
23	175,400	306,500
24	178,000	308,600
25	180,700	310,300
26	182,400	312,400
27	184,000	314,400
28	185,700	316,400
29	187,200	318,100
30	188,900	320,100
31	190,700	322,200
32	192,400	324,300
33	194,000	325,500
34	195,800	327,500
35	197,600	329,400
36	199,400	331,500
37	200,900	333,400
38	202,700	335,300
39	204,500	337,300
40	206,300	339,200
41	207,900	341,100
42	209,700	343,000
43	211,500	344,800
44	213,300	346,700
45	214,700	348,200
46	216,500	349,600
47	218,200	351,100
48	220,000	352,600
49	221,700	354,200
50	223,400	355,000
51	225,000	356,200

52	226,600	357,200
53	228,000	358,100
54	229,700	359,200
55	231,300	360,100
56	232,900	361,200
57	234,000	362,100
58	235,500	362,800
59	236,900	363,500
60	238,200	364,200
61	242,100	364,600
62	243,600	365,200
63	245,200	365,900
64	246,600	366,600
65	248,100	366,900
66	249,600	367,600
67	250,900	368,300
68	252,300	369,000
69	253,800	369,300
70	255,400	369,900
71	257,100	370,600
72	258,900	371,200
73	260,500	371,500
74	262,300	372,100
75	264,000	372,800
76	265,700	373,400
77	267,600	373,800
78	269,500	374,300
79	271,300	374,900
80	273,100	375,400
81	274,800	375,900
82	276,700	376,500
83	278,600	377,000
84	280,300	377,300
85	281,800	377,700
86	283,700	378,200
87	285,500	378,600
88	287,400	379,000
89	289,000	379,400
90	290,700	379,900
91	292,500	380,300
92	294,300	380,700
93	295,800	381,000

	94	297,500	
	95	299,000	
	96	300,600	
	97	302,200	
	98	303,900	
	99	305,500	
	100	307,200	
	101	308,100	
	102	309,600	
	103	311,100	
	104	312,700	
	105	314,300	
	106	315,900	
	107	317,500	
	108	319,000	
	109	320,500	
	110	321,700	
	111	322,900	
	112	324,100	
	113	324,800	
	114	325,700	
	115	326,500	
	116	327,300	
	117	328,200	
	118	328,600	
	119	329,300	
	120	330,100	
	121	330,900	
	122	331,600	
	123	332,300	
	124	333,000	
	125	333,500	
再任用職員		255,200	274,600

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の大津市技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の大津市技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。